

## 「第3次愛知県環境基本計画中間まとめ」に対するパブリックコメントの結果

### 1 募集期間

平成19年11月26日（月）から平成19年12月25日（火）まで

### 2 提出方法

所定の様式に居住市町村名、年齢、性別、職業を記入の上、郵便、ファクシミリ又は電子メールにより提出

### 3 募集結果

31人、延べ66件

### 4 応募の状況

#### (1) 提出方法

郵便	ファクシミリ	電子メール	合計
18	3	10	31

#### (2) 性別

男性	女性	合計
20	11	31

#### (3) 年代別

～20代	30代	40代	50代	60代	70代～	合計
5	5	10	8	3	0	31

#### (4) 地域別

名古屋	尾張	海部	知多	西三河	東三河	合計
12	11	0	3	3	2	31

#### (5) 職業別

会社員	公務員	自営業	団体職員	主婦	学生	無職	不明	合計
10	3	1	1	5	5	4	2	31

## 5 主な意見の概要

区分	主な意見
全体 (13件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地球温暖化防止がメインテーマとなる計画としてほしい。</li> <li>○県民が何をしなければいけないかを示していくことが必要。</li> <li>○企業の環境配慮を一層進めていくことが必要。</li> <li>○愛知らしさを出してほしい。</li> </ul>
第2章 環境の現状と課題 (5件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現行計画の進捗状況を踏まえたものとなっているかが読み取れない。</li> </ul>
第3章 計画の目標 (1件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「持続可能性」が大切なキーワードである。</li> </ul>
第4章 「脱温暖化」 (9件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○温暖化対策にしっかり取り組んでほしい。</li> <li>○自転車利用を促進していくことが必要。</li> </ul>
第4章 「資源循環」 (7件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ごみを排出しないことが大切。</li> </ul>
第4章 「自然共生」 (7件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農作物被害をもたらす鳥獣については適切な管理も必要。</li> </ul>
第4章 「安全・安心」 (9件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人の健康に直接関係する公害への対策も重要である。</li> </ul>
第4章 「参加協働」 (3件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幼児期からの自然に触れ合う機会が大切。</li> <li>○国際環境協力は自分たちの環境を守るという意味からも大切。</li> </ul>
第4章 「地域づくりプログラム」 (10件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○コンパクトで環境負荷の少ないまちづくりは住民の意識を的確に把握して進めていくことが必要。</li> <li>○愛知県の地域特性から自動車依存からの脱却は難しいのではないか。</li> <li>○愛知県でこそ自動車依存からの脱却が必要。</li> <li>○緑にあふれた環境づくりを進めてほしい。</li> <li>○緑の重要性に対する啓発活動が必要。</li> <li>○緑づくりや自然保護について市民団体の自主的な取組への支援が必要。</li> </ul>
第5章 計画の推進・進行管理 (2件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○PDCA サイクルをしっかり活用してほしい。</li> </ul>

※詳細は別添「第3次愛知県環境基本計画中間まとめ」に対する意見の概要と県の考え方」とおり。

## 「第3次愛知県環境基本計画中間まとめ」に対する意見の概要と県の考え方

「第3次愛知県環境基本計画中間まとめ」について県民意見提出制度（パブリック・コメント制度）に基づき、平成19年11月26日（月）から平成19年12月25日（火）まで、県民の皆様から御意見を募集したところ、31人から延べ66件の御意見を頂きました。

御意見の概要と県の考え方については、以下のとおりです。

番号	区分	御意見（概要）	県の考え方
1	全体	地球温暖化防止を特に抽出してテーマに掲げることは賛成であり、計画のメインテーマとして存在感を示せるような計画としてほしい。	地球温暖化対策は喫緊の課題であるとの認識から、今回の計画では目指す社会の姿として「脱温暖化社会」を新たに打ち出すとともに、その実現に向け、施策の柱の1番目に「温室効果ガスの排出を抑制し、濃度を安定化させる愛知づくり」を掲げております。そして、「「あいちエコチャレンジ 21」県民運動の展開」をはじめとする「重点プロジェクト」を位置付けるとともに、「コンパクトで環境負荷の少ないまちづくり」や「山から街までの豊かな緑の実現」など温暖化対策にも資する「持続可能な地域づくりプログラム」を推進してまいります。
2	全体	各分野にわたり詳細に言及・精査されておりよくできていると思う。	計画の目標に掲げる「自然の叡智に学ぶ持続可能な循環型社会」の実現に向け、環境保全に関する施策を総合的・計画的に推進してまいります。
3	全体	第2次の基本計画に比べて、ずいぶんとわかりやすくなっている。基本計画といった性格から、すべてを網羅的に書かざるを得ないが、特に理想の社会（目指す社会）と施策の体系が対応しており、理解ができた。	また、「県政お届け講座」の活用など計画の普及啓発に努め、県民の皆様と協働した取組を進めてまいります。
4	全体	愛・地球博ではたくさんの環境問題に私たちが直面していることを学んだ。それから少しは環境について関心を持つよう、生活を地球に優しくしようと心がけだけは持ったつもりだが、なかなか実践には結びつかないようである。温暖化のこともさらに危機感を持たなければならないように進んでいるようである。環境基本計画は全体として目標と	目指す社会の姿として「参加・協働社会」を打ち出し、施策の柱として「地球と地域を視野に入れた参加・協働の進む愛知づくり」を掲げております。そして、施策の方向として「環境を考え、行動する人材の育成」などを位置付けております。また、「計画の推進・進行管理」において、県民の皆様にご期待される具体的な役割を示しております。さらに、「県政お届け講座」

番号	区分	御意見（概要）	県の考え方
		するものは立派で異論はない。本当に実現できればと思うが、行政だけでなく市民と一緒に取り組むことが必要である。協働できる多くの政策が市民に向けて企画されることを期待する。	の活用など計画の普及啓発に努め、県民の皆様と協働した取組を進めてまいります。
5	全体	温暖化や循環型社会は、環境の活動に県民が積極的に参加していくことが大切であり、このことを次期計画に明確に位置付けるべきである。要するに我々県民が何をしなければならぬか、それを具体的に示していくことが必要である。	
6	全体	高齢者でできるようなことを具体的に示してほしい。	
7	全体	日頃からレジ袋を使わない活動をしているが、男性の方の関心が低いように感じる。行政は関心のない人への政策を強める必要がある。	
8	全体	愛知県は元気な地域とされているが、今後もこの立場を持続するには環境への取組が評価されるような企業活動へと企業の体質を変え強化していくことが重要と思う。特に中小企業に対する政策を期待する。	施策の柱の「資源の循環による環境負荷の少ない愛知づくり」において、施策の方向として「モノづくり技術を活用した環境ビジネスの創出・育成」を位置付けております。そして、「あいち資源循環推進センター」を拠点とした循環ビジネスの発掘・創出や環境技術に関する研究開発の推進、本県の持つ優れた環境技術の情報発信などを進めるほか、環境マネジメントシステムの導入支援をはじめとする中小企業の環境対応の促進などを図ってまいります。こうした取組を通じ、本県のモノづくり技術を活用しながら、資源循環社会の愛知モデルを構築してまいります。
9	全体	現在、企業は環境への取組を社是としているところが多くなっている。わが社も昨今では「環境配慮型工具」と銘打って本来の <b>ECONOMICAL</b> に <b>ECOLOGICAL</b> を付加した環境対応型商品を開発し、主力化しようとしている。愛知県はモノづくりで著名な県でもあり、こうした環境効率性を高めるような企業へのメッセージがほしいと思う。産業の分野も垣根なく、環境配慮が欠かせないこと、循環型社会へ変革していく強いメッセージを発信してほしい。	
10	全体	第1の「3 環境負荷の少ないまちづくりの推進」と「第2 資源の循環による環境負荷の少ない愛知づくり」は同	第1の「3 環境負荷の少ないまちづくりの推進」は、都市構造や交通体系など「まちのあり方」の観点から施策の方向を示し

番号	区分	御意見（概要）	県の考え方
		じ概念と目標が繰り返されており、整合がとれていないのではないか。温室効果ガスの排出抑制は環境負荷を削減する行動の1要素であると思われるが、第1と第2の整合が取れていないのではないか。	たものです。一方、「第2 資源の循環による環境負荷の少ない愛知づくり」は、資源の循環という観点から施策を体系化したものです。なお、地球温暖化対策と資源循環社会づくりは、密接に関連するものであり、施策の方向として重なる部分があると考えております。
1 1	全体	いろいろな対策が記述されているが、計画の目標が漠然としていてよく理解できない。もっと計画の「見える化」をしてほしい。	「目指す数値目標」の項目を増やすなど、具体的な目標の充実を図ります。また、「重点プロジェクト」や「持続可能な地域づくりプログラム」の設定など、ポイントとなる施策を分かりやすくしております。さらに計画を分かりやすくまとめた概要版の作成や「県政お届け講座」の活用など、計画の普及啓発に努めてまいります。
1 2	全体	計画に「愛知らしさ」がみえない。 東京や大阪に負けない、一味違った「らしさ」の計画を示してほしい。	「施策展開にあたっての視点」として「愛知の地域特性を反映する」を掲げ、愛知のモノづくり技術を活用した取組や愛知万博の成果を継承・発展させる取組など、愛知らしさを生かした施策を進めてまいります。
1 3	全体	環境対策は人間が幸せに生きる重要なものであり、哲学・宗教などと切り離せない。審議会、各種委員会にそうした見識のある人がどんどん参画してもらいたい。	計画の策定にあたっては、様々な分野の有識者で構成する愛知県環境審議会の意見を聞いております。
1 4	第2章 環境の現状と課題	統計データについて、全国と比較できるようにすると、愛知県の位置付けがよく分かると思う。 (例：温室効果ガスの増減率の割合について、全国と比較できると良い)	御意見を踏まえ、温室効果ガス排出量の全国データを掲載します。
1 5	第2章 環境の現状と課題	地下水の環境基準達成率の記載について、揮発性有機化合物は洗浄用にも使用され、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は畜産や生活排水が原因の可能性もあるので、原因の記載が適切でないと思われる。また、「今後の課題」の2点目で、浄化対策を実施させる旨の記述があるが、土壌汚染対策法	御意見を踏まえ、現状に関する記述を「事業活動に伴って使用される物質や生活排水による汚染が生じています。」とします。また、今後の課題に関する記述を「汚染の除去等を早期かつ適切に原因者に実施させることが必要です。」とします。

番号	区分	御意見（概要）	県の考え方
		では必ずしも浄化を求めておらず、リスク管理の考え方に立ち、曝露経路の遮断を求めている。よって、原因者に過重な負担を求める記述と思われる。	
16	第2章 環境の現状と課題	「騒音・振動・悪臭」の「今後の課題」の1点目で、騒音対策のハード施策のみが例示されているが、速度の抑制、交通量の削減（高速道路への迂回）等のソフト施策も重要と思われる。	御意見を踏まえ、「環境施設帯の設置や道路構造改善等の道路騒音対策、交通流の円滑化や交通量の低減対策が必要です。」とします。
17	第2章 環境の現状と課題	「資源循環と廃棄物適正処理」の「一般廃棄物の総排出量と埋立処分量の推移」のグラフにおいて、「一人一日ごみ排出量」と「処理しなければならないごみの一人一日あたりの量」の意味の違いが分からない。	「一人一日ごみ排出量」はごみ総排出量を県民一人一日あたりに換算したものです。「処理しなければならないごみ排出量」は、ごみ総排出量から集団回収と資源ごみ分を除いたものを県民一人一日あたりに換算したもので、住民が関わる段階を意識して減量目標として導入したものです。なお、御意見を踏まえ、定義を記載します。
18	第2章 環境の現状と課題	計画全体を通じて内容が現計画の進捗状況を踏まえたものとなっているかが読み取れないのはいかがなものか。	第2章の「環境の現状と課題」において、現行計画の進捗状況を踏まえた環境の各分野における現状と課題の提示を行っております。
19	第3章 計画の目標	今後の環境政策のキーワードは「持続可能性」かと思うが、この言葉はあるか。	計画の目標として「自然の叡智に学ぶ持続可能な循環型社会づくり」を掲げております。
20	第4章 「第1 脱温暖化」	「背景」の1点目において、温暖化の影響として海面上昇（による島国の消失、低地の浸水等）が大きく取り上げられることが多いので、これも記載してはどうか。	御意見を踏まえ、「海面の上昇」を追記します。
21	第4章 「第1 脱温暖化」	温暖化が大変心配である。今年はゴアがノーベル平和賞を受賞したが、残念なことにアメリカは非協力的である。愛知県だけが頑張ってもどうにもならないと思わないことが大事で、行政がしっかりリードして将来に希望が持てるようにしてくれることを願う。温暖化対策にしっかり取り組んでほしい。	地球温暖化対策は喫緊の課題であるとの認識から、今回の計画では目指す社会の姿として「脱温暖化社会」を新たに打ち出すとともに、その実現に向け、施策の柱の1番目に「温室効果ガスの排出を抑制し、濃度を安定化させる愛知づくり」を掲げております。そして、「「あいちエコチャレンジ 21」県民運動の展開」をはじめとする「重点プロジェクト」を位置付けると

番号	区分	御意見（概要）	県の考え方
2 2	第 4 章 「第 1 脱温暖化」	地球温暖化対策は私たちの将来に向かっての重要な課題である。県としても他県に先んじて対策を進めるべきと思う。計画の中でも特に重要なものとする。	もに、「コンパクトで環境負荷の少ないまちづくり」や「山から街までの豊かな緑の実現」など温暖化対策にも資する「持続可能な地域づくりプログラム」を推進してまいります。
2 3	第 4 章 「第 1 脱温暖化」	地球温暖化対策は、現状が悪くならないための取組では不十分である。「温度上昇が X 度ならこうなる。」という負のシミュレーションを示し、そのためには何をしなければならぬかを県民の暮らしの中に具体的に求めていくことが必要であろう。順応的管理の考え方に沿って、絶えずモニタリングを行い、結果に応じて目標の修正や新たな対策を講じるなど、計画の見直しを柔軟に行うべきだ。いずれにしても、県民に温暖化の危機的状況を十分認識してもらえよう、小学生ぐらいからの環境教育が不可欠だと思う。	施策の柱に「温室効果ガスの排出を抑制し、濃度を安定化させる愛知づくり」を掲げ、「あいち地球温暖化防止戦略」に基づき、本県の温室効果ガスの排出量の推移の定量的な把握や地球温暖化の影響に関する情報収集を進め、産業、民生、運輸など部門ごとに効果的な対策を進めてまいります。また、「重点プロジェクト」の「「あいちエコチャレンジ 21」県民運動の展開」における子どもも参加できる「ストップ温暖化教室」の開催など、地球温暖化に関する環境学習を推進してまいります。
2 4	第 4 章 「第 1 脱温暖化」	太陽光発電の助成をしていくようだが、より安価で効率の良い太陽温熱水器は一時のブームが過ぎて忘れられているような気がする。省エネが本当に必要になった今こそお金がかかることの少なく効果がある温熱水器などももう一度普及できるよう応援してもらいたい。	重点プロジェクトの「「あいちエコチャレンジ 21」県民運動の展開」などにおいて、太陽温熱水器の有用性を普及啓発してまいります。
2 5	第 4 章 「第 1 脱温暖化」	「自然エネルギーの利用の促進」で「野生生物や景観などに配慮しながら、風力発電の円滑な立地を進めます。」とあるが、「立地」ではなく、「建設」とすべきではないか。「立地」は、環境や背景を示す言葉であり、「円滑に進める」ものではないと思う。	風力発電施設は地球温暖化防止への寄与という公益性がある一方、大型の工作物であることから、野生動植物や自然景観に与える影響も懸念されております。そのため、施設の建設のみでなく、設置場所の選定を含めた円滑な立地を進める必要があることから、「立地」としております。
2 6	第 4 章 「第 1 脱温暖化」	「環境にやさしい交通体系の構築」で、自転車のレンタル事業について触れてあるが、自転車利用の促進のためには、自転車の利用レーンを確保することが重大な要素であ	御意見を踏まえ、「自転車道・自転車駐車場の整備や自転車レンタル事業実施マニュアルを活用した市町村における自転車レンタル事業の導入の働きかけなど、自転車利用を促進しま

番号	区分	御意見（概要）	県の考え方
		<p>ると考える。</p> <p>都市郊外では自転車利用も快適であるが、都市圏における自転車は、歩道利用では歩行者を危険にさらし、車道利用では自らが自動車からの危険にさらされている。特に都市中心部においては、自動車利用を制限して自転車利用の促進を図るため、車道の一部を自転車レーンとすることが、大きな改善につながると考えている。</p> <p>レンタル事業により、自転車の供給を増やし、同時並行的に自転車の運転環境も改善しなければならないのではないか。</p>	<p>す。」とします。</p>
27	第4章 「第1 脱温暖化」	<p>大気汚染や地球温暖化対策として、低公害車やエコカーの促進が記述されているが、最も環境にやさしい乗り物は自転車である。通勤や通学にも自転車が利用できるよう、安全な自転車道路や駐輪場の整備、自転車利用者への助成といった施策も検討する必要がある。</p>	
28	第4章 「第1 脱温暖化」	<p>愛知万博で行われた取組を承継、具体化していく例として愛知県体育館に「バイオラング」を設置したとあり、現場に行ってみたが、わずか4、5mの壁に設置されているだけである。これではただ設置しただけで、ほとんど何の効果も期待できないと思う。一定規模以上の壁には、バイオラングの設置を義務付ける等、万博の環境技術の普及を図るべきと考える。</p>	<p>「持続可能な地域づくりプログラム」の「山から街までの豊かな緑の実現」において、「あいち森と緑づくり税」（仮称）を活用した森と緑づくりのための新たな施策により、民有地の壁面緑化等について助成すること等の検討を進め、都市緑化の推進を図っていきます。また、「施策の方向」の「環境負荷の少ないまちづくり」において、「ヒートアイランド対策の推進」として、一定規模以上の建物に対する緑化の義務付けを含めた検討などを進めてまいります。</p> <p>なお、「施策展開にあたっての視点」に「愛知の地域特性を反映する」を掲げ、愛知万博の成果を継承・発展させる取組を一層進めてまいります。</p>



番号	区分	御意見（概要）	県の考え方
29	第4章 「第2 資源循環」	「資源の循環による環境負荷の少ない愛知づくり」について、「循環」は3Rのうち、「Recycle」と「Reuse」を対象とする概念であり、「Reduce」を含むのであれば、「資源の循環による」では、内容不足になると思う。	「資源の循環による環境負荷の少ない愛知づくり」は計画の目指す社会の姿の一つである「資源循環社会」に向けた施策の柱です。「資源循環社会」については、「天然資源の消費を抑制するとともに、資源の循環的な利用を基本とする」社会としております。
30	第4章 「第2 資源循環」	資源循環型社会を目指すのに異論はない。今日、多くの人々が共感する目標である。但しここ2、3年相次いだフェロシルトの問題のように気を許すと環境汚染の原因になりかねない。撤去、撤去ということにならないよう、しっかり監督するように行政が厳しくすることも目標としてほしい。また、そもそもごみを排出しないように取り組むことが1番ではないかと思う。	計画の目指す社会の姿として「資源循環社会」のほか、環境政策の基本である「安全・安心社会」を打ち出すとともに、「重点プロジェクト」として「再生資源の活用審査制度の創設」を位置付けるなど、「資源循環」と「安全・安心」の両面から廃棄物の適正処理を進めてまいります。また、ごみの発生抑制に向け、施策の方向に「あらゆる場面での3Rの促進」を位置付け、「重点プロジェクト」の「脱レジ袋」を目指す県民運動等の展開」等の取組を推進してまいります。
31	第4章 「第2 資源循環」	「背景」の「大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムは、・・・問題が生じています。」は、「問題が・・・」あるいは、「・・・を生じさせています。」ではないか。	御意見のとおり「を生じさせています。」とします。
32	第4章 「第2 資源循環」	「背景」の「本県のモノづくり技術を活かした循環ビジネスの発掘・創出や・・・」は「資源循環ビジネス」としなければ解りにくい。	県では、資源の循環に関わりのある産業を「循環ビジネス」としてしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。
33	第4章 「第2 資源循環」	「モノづくりを活かした環境ビジネスの創出・育成」の「本県の持つ優れた環境技術の情報発信」で「愛知環境賞を実施します。」とあるが、 「・・・賞」は、創設、制定、または運用するもので、実施とはいわないのではないか。	「愛知環境賞」は表彰式のほか、講演会や交流会を合わせて行っていることから、「実施」としてしております。
34	第4章 「第2 資源循環」	「モノづくりを活かした環境ビジネスの創出・育成」の「本県の持つ優れた環境技術の情報発信」で「環境技術・製品を国内外に向けて情報発信します」は、「環境技術・製品の	御意見のとおり「環境技術・製品の情報を国内外に向けて発信します。」とします。

番号	区分	御意見（概要）	県の考え方
		情報を国内外に向けて発信します」とした方がよいのではないか。	
35	第4章 「第2 資源循環」	「廃棄物の適正処理、監視指導の徹底」の「廃棄物処理施設の信頼性と安全性の確保」で「説明会の開催を指導する」とあるが、誰を指導するのか解らない。おそらく、市町村を指導対象としているのであると推測するが。	廃棄物処理施設等を設置又は変更の許可を受けようとする事業者を対象とするため、御意見を踏まえ、「事業者に対し、地域住民への説明会の開催を指導する」とします。
36	第4章 「第3 自然共生」	「いのちと暮らしを支える生物多様性の保全」において、生物多様性が支えるものは「健全な生態系」であり、ヒトの生活に限定されるような「いのちと暮らし」と直接結びつけるのは不自然であると考えます。	生物多様性には、食料や衣服等の原料となるなどの「供給サービス」、多様な生物の存在が環境汚染や気候の変動、害虫の大量発生等を緩和する「調整サービス」、地域特有の文化を生み出す源泉となったり、レクリエーションの場となるなどの「文化的サービス」といった機能があるとされており、生物多様性は私たちの生活にとってもなくてはならないものです。そのため、「いのちと暮らしを支える生物多様性の保全」としております。
37	第4章 「第3 自然共生」	イノシシなどによる農作物の食い荒らしが耕作への悪影響になっている今日では、保護だけでなく捕獲による適切な管理も必要である。	「施策の方向」の「いのちと暮らしを支える生物多様性の保全」において、「野生鳥獣の保護管理の推進」を掲げ、引き続き特定鳥獣保護管理計画に基づき、個体数の調整等を進めてまいります。
38	第4章 「第3 自然共生」	「いのちと暮らしを支える生物多様性の保全」の「希少野生動植物の保護の推進」に「「外来種捕獲手法マニュアル」などにより、普及啓発を図ります。」とあるが、「何を」普及啓発するのか分らない。外来種の捕獲方法を普及啓発するのか。「外来種侵入がもたらす在来自然への悪影響に対する知識」の普及啓発を図るべきではないか。	御意見を踏まえ、「移入種が与える影響等について、インターネットをはじめとする各種広報や「外来種捕獲手法マニュアル」の活用等により、普及啓発を図ります。」とします。
39	第4章 「第3 自然共生」	「農林水産業を通じた多面的機能の発揮」は、「何の」多面的機能か解らない。「…通じた…」とするのが不適切であり、「農林水産業の多面的機能の発揮」とすべきではないか。	農林水産業は、食料等の生産活動により、適切に維持される森林、農地、海、川を通じた県土の保全や水源のかん養等の多面的機能を発揮していることから、御意見を踏まえ「農林水産業の有する多面的機能の発揮」とします。

番号	区分	御意見（概要）	県の考え方
40	第4章 「第3 自然共生」	「農林水産業を通じた多面的機能の発揮」の「農業・農村を通じた多面的機能の発揮」に、「…産地への普及を…」とあるが、マニュアルを普及させる相手は、「人(農家)」か「組織(農協など)」であって、産地ではないと思う。	御意見のとおり、マニュアルを普及させる相手は農家もしくは農家の組織が対象です。一般的に「産地」とはある物品を産出する土地、生産地のことを指しますが、農作物環境安全推進マニュアルの導入目標の設定にあたっては、分かりやすい数値として示すために、産地をその農作物を生産する農業者やその組織も含んだものと考えて目標を示していますので、ご理解をいただきたいと思います。
41	第4章 「第3 自然共生」	「農林水産業を通じた多面的機能の発揮」の「森林・山村を通じた多面的機能の発揮」に、「不在村森林所有者に対し…について普及啓発を図ります。」とあるが、不在村森林所有者は特別な存在であり、遍く広く「普及」させる相手ではないだろう。普及啓発ではなく、単に啓発か、通知啓発とか連絡啓発ではないか。	不在村森林所有者に対する施策のみでなく、県民の皆様に対する幅広い普及啓発を図ることから、御意見を踏まえ、「森林整備の必要性等について普及啓発を図ります。」とします。
42	第4章 「第3 自然共生」	以前、黒川で地下鉄工事で生じた地下水を放流することにより、黒川の水質改善や魚の生息があったとの報道がされた。自然水が少ない河川などでは、地下水の放流といった方法を取り入れることにより自然の回復を図ることも可能である。	「施策の方向」の「健全な水循環の再生」において、河川流量の確保について位置付け、河川整備計画において、河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標を掲げるなど、河川の必要な維持流量の確保に努めてまいります。
43	第4章 「第4 安全・安心」	温暖化や自然共生だけではなく、もっと身近な道路沿道の大気汚染、付近の川の水質汚濁、廃棄物の不法投棄といった問題がある。こうした身近な問題をひとつひとつ解決していくことも環境行政の大きな柱だと考える。	環境政策の基本である「安全・安心社会」を目指す社会の姿として打ち出し、施策の柱として「公害のない安全で安心できる愛知づくり」を掲げ、大気環境、水環境、地盤環境の保全、廃棄物の不適正処理の防止などを進めてまいります。
44	第4章 「第4 安全・安心」	温暖化などの地球環境問題も力をむけていく必要があるので温暖化対策が1番にきているのは理解できるが、土壌・地下水汚染など人の健康に直接関係する公害への対策も重要であるのでしっかりやってもらいたい。	
45	第4章	アスベストやフェロシルトなどで被害にあわない安心な	

番号	区分	御意見（概要）	県の考え方
	「第4章 安全・安心」	環境を確保できる県づくりを進めてほしい。	
46	第4章 「第4章 安全・安心」	環境問題に前向きな企業が多くなっていると書いてあるが、楽観しすぎではないか。確かに環境の効率が良いものを製品化したり、環境を売り物にする企業が増えてきたように感ずるが、公害を出す企業がなくなったわけではない。今年か昨年に大企業であっても公害のデータを改ざんするような事件があった。公害への対策や監視はしっかりやるのが県の役割だと認識する。しっかり対策をやってほしい。	環境政策の基本である「安全・安心社会」を目指す社会の姿として打ち出し、施策の柱として「公害のない安全で安心できる愛知づくり」を掲げております。そして、「重点プロジェクト」として「企業のコンプライアンスを徹底させる監視体制の充実」を位置付け、公害防止のための監視を進めてまいります。
47	第4章 「第4章 安全・安心」	先日、市内での地下水汚染を知った。身近なところでもこのような問題があったのかと驚きだった。環境保全は現代の大きな課題である。地下水汚染は愛知県中に広がってしまったのだろうか。地下水は貴重な水資源であり、とりかえしのつかなくなる前に安心な状態に戻し、いざとなれば地下水を安心して飲めるような環境にしておきたいと思う。地下水汚染などの人の健康に悪影響のないような対策をしっかりと実施してほしい。	「施策の方向」に「快適な暮らしができる水環境・地盤環境の確保」を位置付け、土壌汚染対策法や県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき、土地所有者や事業者に対して土壌汚染の未然防止措置や土壌・地下水調査の指導を引き続き実施してまいります。また、土壌・地下水汚染が判明した場合の人の健康被害の防止措置の指導等を実施してまいります。
48	第4章 「第4章 安全・安心」	「PCB 廃棄物の適正処理」について、指導・監視の根拠として、PCB 特措法に加えて廃棄物処理法も関係すると思われる（特別管理産業廃棄物管理責任者の設置、保管基準等）。	御意見を踏まえ、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法等に基づく」とします。
49	第4章 「第4章 安全・安心」	「化学物質による環境影響の低減対策の推進」の「PCB 廃棄物の適正処理」で、PCB 処分予定を平成28年度までとしているが、「愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」では、先日、計画が頓挫した日本車輛による処分場の稼働も見込んであり、同計画の見直しが必要となれば、こ	「愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」で定めた PCB 廃棄物の処理期限については、国主導の日本環境安全事業株式会社による拠点的広域処理施設において処理することを前提にしております。日本車輛が計画していた施設については、民間主導によるものであり、国主導の広域処理施設を補完できる

番号	区分	御意見（概要）	県の考え方
		の環境基本計画でも処分完了の見通しに変更が必要となるのではないか。日本車輛の計画頓挫を織込み済であれば良いが。	ものとの位置付けであり、撤退による特段の影響はありません。
5 0	第 4 章 「第 4 安全・安心」	「着実な未然防止・救済対策と基盤事業の実施」で、何を「未然防止」し、何を「救済」し、何の「基盤」であるかが解らない。 公害発生を未然防止し、公害被害を救済し、公害防止の基盤事業を整備するのか。	「公害の防止、健康被害の予防・救済」と基盤事業として「環境アセスメント制度の推進」、「県の各種計画・事業における環境配慮の推進」、「環境に関する調査研究・情報提供の推進」を行うこととしており、小項目（「〇」）として記載しております。
5 1	第 4 章 「第 4 安全・安心」	「重点プロジェクトの例」にある「企業のコンプライアンスを徹底する監視体制の充実」では、監視をするのはコンプライアンスを維持するための 1 手段であることから、文節が逆転するのではないか。 ここでは、「監視体制の充実」を目的としたいのであるから、それを包含する概念としてのコンプライアンス：遵法行為の徹底を前提としては、本末転倒ではないか。	企業における環境法令の順守を徹底させることを目的に、県として監視体制の充実に取り組むことから、御意見を踏まえ、「企業のコンプライアンスを徹底させる監視体制の充実」とします。
5 2	第 4 章 「5 参加・協働」	スウェーデンには、森のムッレ教室という幼児期、5 歳から 6 歳にかけて自然体験をさせ、身近な自然を大切にしようという環境学習プログラムがある。今の日本の自然環境の問題を考えると、幼児期の身近な自然体験を失ってしまったことによる弊害を感じる。日本はスウェーデンより、ずっと生物の多様性に富んだ国である。あまりに恵まれていて気づくのが遅れてしまったようだが、日本の自然環境に育まれてきたものを今後も大切に守り育てていくことが大切である。是非幼児期に自然にふれあう機会を増やし、環境学習を充実させてほしい。	「施策の方向」に「環境を考え、行動する人材の育成」を位置付け、「あいち環境学習プラザ」、「もりの学舎」、「あいち海上の森センター」等を拠点とした体験型環境学習を推進します。また、環境に関する演劇や絵本の募集など子どもを対象とした環境学習や学校における環境教育を進めてまいります。
5 3	第 4 章 「5 参加・協働」	日本、愛知県はいろいろな苦労を積み重ね、公害問題を克服してきた。今、すごい勢いで中国が工業化を進め、環境	「施策の方向」として、「国際的な環境協力」を位置付け、環境保全に関する研修生の受入れや技術職員の派遣を行うほか、

番号	区分	御意見（概要）	県の考え方
		汚染が一時の日本か日本以上の公害の状態とも聞こえてくる。中国ほどでないにしても東南アジアも同じような状態だと思う。日本が国として考えることかも知れないが、こうしたアジアの国への環境保全の協力をしていくことが、日本にとって外交上も自分たちの環境を守る意味からも大事な事業だと思う。黄砂や海に廃棄されるごみは決して他人事ではすまない問題であり、環境協力は自分たちのためのものである。	本県の企業が有する環境技術を海外に移転する仕組みづくりを行う「アジア環境技術協力の推進」を重点プロジェクトに位置付けるなど、本県が有する公害克服の知恵や様々な環境技術を生かした国際環境協力を進めてまいります。
5 4	第4章 「5 参加・協働」	本県の民間や行政が持つ環境に関する技術力は優れたものが多くあると考えられることから、国際協力にあたって、この地域の優位性を強調した記述ができるのではないか。	
5 5	第4章 「地域づくりプログラム」	縦割りの行政から、分野を横に展開した地域づくりプログラムは、これまで環境行政の面からしか述べてこなかったことから脱皮したもので、評価できることだと思う。しかしながら、このプログラムが本当の意味で真価を発揮するのは、これからのことであり、その推進体制(調整体制)でいかに目的を明確にして、それぞれの役割を果たしていくかが問われるので、頑張ってもらいたい。	持続可能な地域づくりプログラムの推進にあたっては、個別計画に基づく推進や新たな個別計画の策定などを通じて部局横断的に取り組んでまいります。
5 6	第4章 「地域づくりプログラム」 「コンパクトで環境負荷の少ないまちづくり」	「コンパクトで環境負荷の少ないまちづくり」について、人口減少・高齢化については社会経済動向の変化として総論的に記載され、人口減少や高齢化に伴う非自動車運転者の増加は都市構造の課題に結びつき「コンパクトなまちづくり」の背景として重要になると考えられるが、「背景」の記述にその関係が十分に反映されていないように思われる。	御意見を踏まえ、人口減少・超高齢社会の到来に関する「背景」の記述を以下のとおり充実します。 「・さらに今後の人口減少・超高齢社会の到来を見据え、既存の社会資本の有効活用を図るとともに、高齢者を含め誰もが自動車に過度に頼ることなく生活できる社会を形成していくことが求められます。」
5 7	第4章 「地域づくりプログラム」	「コンパクトで環境負荷の少ないまちづくり」の「中心市街地への都市機能の集約」について、中心市街地や駅周辺	「コンパクトで環境負荷の少ないまちづくり」は、今後の人口減少・超高齢社会の到来を見据えながら、自動車利用の増大な

番号	区分	御意見（概要）	県の考え方
	「コンパクトで環境負荷の少ないまちづくり」	<p>の拠点地区周辺は土地が手狭で既存の建物も多く、新たに都市機能を集約して整備することは容易でないと考えられるので、まずは既存の都市機能をつなぐ便利な公共交通機関の整備と自動車利用の制限等が必要ではないか。また、名古屋市内では都市機能の集約がかなり実現しているにもかかわらず、多くの人が自動車を利用している。自宅から 100m 先のコンビニですら自動車で出かけるような人もおり、意識の問題が大きいのではないか。また、「街なか居住の促進」について、街なかに住んでも自動車で郊外の大規模店舗に買い物に行っている意味がないので、想定する居住者のライフスタイルを検証し、必要な生活基盤と近接あるいはセットで整備することが必要と思われる。また、静かな環境を求めて好んで郊外に住んでいたり、資金的な面から街なかに住みたくてもできない人もいるので、ニーズを的確に把握して施策を推進する必要があると思われる。</p>	<p>ど都市機能の拡散に伴う環境負荷を低減するための取組として、まちのあり方にも環境の視点を織り込んでいくものであり、様々な都市機能の集約や街なか居住の促進、環境にやさしい交通体系の構築などを一体的に進めていくものです。なお、プログラムの推進にあたっては、都市構造と環境負荷の関係に関する情報収集・発信にも努めてまいります。</p>
58	第4章 「地域づくりプログラム」 「コンパクトで環境負荷の少ないまちづくり」	<p>自動車依存から脱却した環境にやさしい交通体系の構築は、交通事故死を減らす観点からも私たちが幸せに生きていくのに不可欠であると考えます。しかし、本県は自動車の世界的生産拠点であり、自動車保有台数も全国一、県税も自動車産業からの依存が高くなっている。実際に行うのは難しいのではないかと考えます。</p>	<p>「あいち新世紀自動車環境戦略」に基づき、鉄道、バス等の公共交通機関の活用や効率的な自動車利用、エコカーの大量普及など、人が安心して快適に生活できる自動車環境の実現を目指した取組を進めてまいります。また、自動車への過度の依存を低くするという観点から、「持続可能な地域づくりプログラム」として、都市機能の集約化や公共交通機関の利用促進を図るなど、「コンパクトで環境負荷の少ないまちづくり」を進めてまいります。</p>
59	第4章 「地域づくりプログラム」 「コンパクトで環境負荷の少ないまちづくり」	<p>自動車産業が強く、人も車中心社会の愛知県でこそ、脱車宣言が必要ではないかと考えます。名古屋市内は地下鉄環状線もでき、以前に比べ随分公共交通機関の整備が進んだ。原油価格の高騰でガソリン代がかさむ今こそ、P&amp;R 対策をもっと協力に進めるべきではないかと考えます。県民の理解も得られやす</p>	<p>「あいち新世紀自動車環境戦略」に基づき、鉄道、バス等の公共交通機関の活用や効率的な自動車利用、エコカーの大量普及など、人が安心して快適に生活できる自動車環境の実現を目指した取組を進めてまいります。また、自動車への過度の依存を低くするという観点から、「持続可能な地域づくりプログラム」として、都市機能の集約化や公共交通機関の利用促進を図るなど、「コンパクトで環境負荷の少ないまちづくり」を進めてまいります。</p>

番号	区分	御意見（概要）	県の考え方
		いと思う。	
6 0	第4章 「地域づくりプログラム」 「山から街までの豊かな緑の実現」	「3 山から街までの豊かな緑の実現」の「放置された森林の再生」に「奥地や公道沿いの人工林など、採算性が悪く」とあるが、「公道沿いの人工林」は、採算性が悪いのか？ 交通アクセスが良く、採算性が良いと考えられるが誤りか。	公道は通行車両が多く、安全上の問題等からその周囲の森林では間伐などの作業が困難で、整備が遅れがちとなり、その点で採算性が悪くなります。なお、「山から街までの豊かな緑の実現」について、具体の施策内容を記載し、ご指摘の部分については、「林業活動では整備が困難な奥地や作業が困難な公道沿い等の人工林について、県が主体となった強度の間伐の実施」としております。
6 1	第4章 「地域づくりプログラム」 「山から街までの豊かな緑の実現」	環境保全は、子どもたちがこれからもこの地球上で生活していく上で、最も大切なことである。特に緑に囲まれた環境は、子どもたちが健やかに成長する上で必要であるので、植林や公園など、緑にあふれた環境づくりを進めてほしい。	「持続可能な地域づくりプログラム」の「山から街までの豊かな緑の実現」について、「あいち森と緑づくり税」（仮称）を活用し、放置された森林の再生、里山林の保全・再生、都市の緑の充実などに取り組んでまいります。また、森と緑に関する環境学習を進め、森と緑づくりの重要性について普及啓発を図るほか、緑と緑づくりの環境保全活動を促進する取組を進めてまいります。
6 2	第4章 「地域づくりプログラム」 「山から街までの豊かな緑の実現」	豊田市でもツキノワグマが見つかったりする事件があった。環境が良くなったのかとも思ったが、森が荒れているためエサを求めて人の住むところに出かけてくるという解説もある。そんな時に愛知県も森と緑づくりの税をはじめるといった記事を見たが、森の整備がひいては、都市に住む人間にもいいことであることを説明してほしい。環境の計画はそのようなことが読めて確認できるものであってほしい。	
6 3	第4章 「地域づくりプログラム」 「山から街までの豊かな緑の実現」	里山が利用されなくなり、森が暗くなっているので生物多様性に富んだ計画的な森づくりが必要であり、行政は積極的にやろうとする市民団体などに援助をするべきだと思う。	
6 4	第4章 「地域づくりプログラム」	自然環境行政はもっと地域の活動と連携して行う必要があるのではないかと。野生生物に関する情報をデータベース	「持続可能な地域づくりプログラム」の「生きもののにぎわいの保全と再生」において位置付けたレッドデータブックあいち



番号	区分	御意見（概要）	県の考え方
	「生きもののにぎわいの保全と再生」	化して共有することや、地域での活動を県の地方機関がサポートすることも考えてほしい。生物多様性は大げさなことではなく、身近にいる生き物が暮らす緑や水辺、森や田んぼ、ため池など様々な環境を地道に守ることである。計画においては、老人も子どもも若者も関心を持てるように、分かりやすく問題提起し、対策の必要性和県民の役割を訴えていくことが必要ではないか。	をホームページに掲載するなど、引き続き野生生物の情報の共有に努めてまいります。また、地域の自発的な活動を支援する制度の創設を追加します。さらに、新たに策定する「あいち自然環境保全戦略」に基づき、県民の皆様と協働した取組を進めてまいります。
6 5	第 5 章 「計画の推進・進行管理」	現在の計画にない PDCA による計画の見直しを加えたことは、計画の長期的、持続的な進行管理ができるようになるための大きな進歩であり、評価したい。この仕組みが活用されるよう期待する。	御意見を参考にしながら、「計画の進行管理」に掲げた PDCA サイクルによって、適切な進行管理に努めてまいります。また、施策の進捗状況について、「環境白書」などにより、分かりやすく県民の皆様にお示ししてまいります。
6 6	第 5 章 「計画の推進・進行管理」	計画の進行管理では、取組項目の個々の結果を示すだけでなく、相対としての進捗状況を図示等できると良いと思う。（例：個々の取組項目の重み付けを行い、全体の進捗状況を円グラフで示すとかすると良い。）	